

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年6月10日)

## 【 件 名 】

- 1 第二期鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について  
(子育て王国課) . . . 1

子育て・人財局

# 第二期鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について

令和2年6月10日  
子育て王国課

「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」）の現計画（H27～R1）が終期を迎えたことから、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、「子育て王国とっとり推進指針」と統合の上、第二期計画（R2～R6）を策定しました。

## 1. 県計画の趣旨

子ども・子育て支援法においては、市町村の子ども・子育て支援事業計画の達成に資するため、国の基本指針に即して県として各市町村を通じる広域的な見地から教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する支援等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に關して必要な事項を定める。

## 2. 「子育て王国とっとり推進指針」との統合

第二期県計画の策定にあたり、当該計画を次世代育成支援対策推進法に定められた都道府県計画にあたる「子育て王国とっとり推進指針」（以下「指針」）に統合を図った。その理由として、指針は、施策の実施状況や時勢の変化を踏まえて毎年度評価・改訂しているため、統合を図ることでより実効性の高い計画とすることができること、また、多くの自治体で県計画の前提となる市町村計画が次世代育成支援対策推進法の市町村計画と一体的に策定されていることが挙げられる。

## 3. 第二期計画策定にあたっての策定方針

- 県計画は市町村計画における数値を県設定区域（東・中・西）ごとに集計したものであり、市町村においては計画に記載する各年度における教育・保育の見込み量の算定に当たり、現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査などを実施し、その結果や市町村の子ども・子育て会議等の審議を踏まえて最終的に量の見込み、その確保策を定めている。
- 計画中の量の見込みについては、年度中途の潜在的な需要も含めたものであり、現実の待機児童と必ずしも一致するものではない。
- 県においては、計画期間の中間年（令和4年）を目安として、保育所等を利用する実際の子どもの数が、計画による量の見込みと大きく乖離している場合など、必要な場合には前提となる市町村計画の見直し状況等も勘案し、適宜、県計画を見直すこととする。

## 4. 県計画の数値指標等（抜粋）

子ども・子育て支援法及び国の基本指針で示されている県計画で定めるべき事項のうち、主なものについて、以下のとおり設定。

### （1）教育・保育の提供体制の確保の内容

（単位：人）

認定区分	対象児童	確保先	区分	R元 (参考)	R2	R3	R6	県区域	
1号認定	3歳以上 (教育時間利用)	幼稚園 認定こども園	必要な支援量の見込み①	2,962	3,111	3,026	2,759	東・中・西 で設定 全3区域	
			確保量②	-	4,145	4,141	3,987		
			差引(②-①)	-	1,034	1,115	1,228		
2号認定	3歳以上 (保育時間利用)	保育所 認定こども園 届出保育施設	必要な支援量の見込み①	10,936	10,710	10,617	10,146	市町村を各1 区域として設 定 全19区域	
			確保量②	-	11,471	11,468	11,396		
			差引(②-①)	-	761	851	1,250		
3号認定	0歳	3歳未満 (保育時間利用)	保育所 認定こども園	必要な支援量の見込み①	2,000	2,146	2,141	2,081	
				確保量②	-	2,089	2,136	2,210	
	地域型保育事業 届出保育施設		必要な支援量の見込み①	-	▲57	▲5	129		
			確保量②	-	6,460	6,340	6,148		
1・2歳			必要な支援量の見込み①	6,583	6,460	6,340	6,148		
			確保量②	-	6,840	6,843	6,934		
			差引(②-①)	-	380	503	786		

【参考】本県の待機児童の状況

本県では、平成18年度以降、4月1日現在の待機児童は発生していないが、年度中途においては、一定の待機児童が発生している状況 (単位：人)

	4月1日現在	10月1日現在
平成27年度	0	56
平成28年度	0	82
平成29年度	0	116
平成30年度	0	103
令和元年度	0	85

(2) 保育量確保の主な目標指標

項目			指針作成時点 (H25.3)	現状値 (H30年度末)	令和6年 (R7.3)
3歳未満児	保育の確保量 (※1)	人数	7,625人	8,606人	9,144人
		うち特定教育・保育施設及び地域型保育事業で確保する人数 (※2)	7,167人	8,036人	8,771人
3歳以上児	保育の確保量 (※1)	人数	10,510人	10,865人	11,396人
		うち特定教育・保育施設で確保する人数 (※2)	10,268人	10,493人	11,055人
認定こども園設置数	設置箇所数	14箇所 (H25年度末)	45箇所	60箇所	
延長保育事業	人数	6,144人 (H24年度末)	5,858人	11,279人	
	設置箇所数	131箇所 (H24年度)	154箇所	203箇所	

※1 保育の確保量

保育所、認定こども園（保育認定のみ）、地域型保育事業、届出保育施設をいう。

※2 指針作成時点は認可保育所のみ的人数

(3) 教育・保育及び地域型保育を行う者の見込み数

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み者数	4,617	4,560	4,493	4,433	4,378
うち特定教育・保育施設及び地域型保育事業で確保する人数	4,450	4,393	4,326	4,266	4,211

※従事者は、常勤換算で算出